

『別紙1』表示事項別の細部表示基準

1. 食品（輸入食品を含む）

イ. 製品名

- 1) 製品名は、その製品の固有名称として許可官庁（輸入食品の場合は申告官庁）に申告または報告する名称で表示しなければならない。
- 2) 製品名に商号・ロゴまたは商標などの表現を合わせて使用することができる。
- 3) 原材料名または成分名を、製品名または製品名の一部として使用する場合は次の通り。

イ) 食品の製造・加工時に使用した原材料名や成分名を、製品名または製品名の一部として使用しようとする場合や、二つ以上の原材料の名称を合成して製品名または製品名の一部として使用しようとする場合、当該原材料名（食品の原材料が抽出物または濃縮液の場合は、その原材料の含有量とその原材料に含まれる固形分の含有量または配合含有量を百分率で合わせて表示する）または成分名とその含有量（百分率、重量、容量）を主要表示面に14ポイント以上の活字で表示しなければならない。ただし、製品名の活字の大きさが22ポイント未満の場合は、7ポイント以上の活字で表示しなければならない。

（例）黒ニンニク〇〇（黒ニンニク〇〇%）

（例）イチゴ〇〇（イチゴ抽出物〇〇%（固形分含有量〇〇%、または配合含有量〇〇%）

ロ) “味”または“香”を出すための原材料として合成香料のみを使用し、製品名または製品名の一部として使用しようとする時は、原材料名または成分名の次に“香”の文字を使用するが、その活字の大きさは製品名と同じか、もしくはそれより大きく表示し、製品名の周辺に“合成〇〇香添加（含有）”または“合成香料添加（含有）”などの表示を行わなければならない。

（例）イチゴ香キャンディ（合成イチゴ香添加）

ハ) 果実・野菜・魚・海産物・食肉など様々な原材料を通称する名称を製品名または製品名の一部として使用しようとする時は、二つ以上（例：果物の場合、りんご・梨・ブドウなど）の原材料の合計量が生物を基準として15パーセント（%）以上でなければならない。その場合、その原材料名とその含有量を原材料名表示欄に表示しなければならない。

（例）製品名：果物〇〇

原材料名：りんご〇〇%、梨〇〇%など

ニ) 五穀ご飯、生姜とシナモンの飲み物（スジョンゲア）、韓国式甘酒（シッケ）のような食品で、同製品に伝統的に使用された原材料が適正量含まれ、一般的に固有名称として使用されている成分、または伝統的な食生活の慣習によって製造される“のり巻き”の“のり”などの成分は、製品名または製品名の一部として表示することができる。

- 4) 輸出国において、表示された輸入食品の製品名を韓国語で表示する時、外来語のハングル表記法

に従って表示するか、もしくは翻訳して表示しなければならない、韓国語で表示した製品名は表示基準に適合していなければならない。

5) 製品名には次の表現などを使用してはならない。

イ) 消費者を誤導または混同させる表現

ロ) 他の種類の食品と誤認・混同しかねない表現。その場合「健康機能食品に関する法律」、
「畜産物衛生管理法」など他の法律で定める類型も含む。ただし、即席摂取食品、即席調理食品、ソース類およびドレッシング類は、食品の種類と用途を明確に表示する場合を除く。

ハ) 施行規則第8条の規定による虚偽・誇大な表示・広告に該当する表現

ロ. 事業者名および所在地

1) 業種別の事業者名および所在地の表示事項は次の通り。

イ) 食品などの製造・加工業：営業登録または営業申告に際して登録または申告官庁に提出した事業者名および所在地を表示するが、事業者の所在地の代わりに、返品交換業務を代表する所在地を表示することができる。ただし、食品製造・加工業者が製造・加工施設などの不足により食品製造・加工業の営業申告を行った者に委託して食品を製造・加工した場合は、委託を依頼した事業者名および所在地で表示しなければならない。

ロ) 食品小分け業、流通専門販売業：営業申告に際して申告官庁に提出した事業者名および所在地を表示し、当該食品の製造・加工業の事業者名（輸入食品の場合は食品などの輸入販売業者名）および所在地を合わせて表示しなければならない。その場合、営業申告に際して申告官庁に提出した事業者の所在地の代わりに、返品交換業務を代表する所在地を表示することができる。

(例) 食品小分け業者（または流通専門販売業者）：事業者名、所在地

製造業者：製造業者名、所在地

ハ) 食品などの輸入販売業：営業登録の際に登録官庁に提出した事業者名および所在地（または、返品交換業務を代表する所在地、その場合‘返品交換業務所在地’であることを表示しなければならない）を表示するが、当該輸入食品の製造業者名を表示しなければならない。その場合、製造業者名が外国語で表示されている場合はその製造業者名を韓国語で別途に表示しなくてもよい。

(例) 輸入販売業者：事業者名、所在地（または返品交換業務の所在地）

製造業者：事業者名

2) その他、販売業者の事業者名および所在地を表示しようとする場合は、イ) の規定による食品製造・加工業者の活字の大きさと同じか、もしくはそれより小さく表示しなければならない。

(例) 販売者：〇〇デパート、所在地

製造者：事業者名、所在地

ハ. 製造年月日（以下“製造日”と表示することができる）

- 1) 製造日は“〇〇年〇〇月〇〇日”、“〇〇.〇〇.〇〇”、“〇〇〇〇年〇〇月〇〇日”または“〇〇〇〇.〇〇.〇〇”の方法で表示しなければならない。
- 2) 製造日を主要表示面または情報表示面に表示することが困難な場合は、当該位置に製造日の表示位置を明示しなければならない。
- 3) 輸入される食品などに表示された輸出国の製造日の“年月日”の表示順序が1) の基準と異なる場合は、消費者がわかりやすいように“年月日”の表示順序を例示しなければならない。
- 4) 自然状態の農林水産物など、製造日の表示対象食品ではない食品に製造日を表示した場合は、表示された製造日を消去または変更してはならない。

ニ. 流通期限または、品質保持期限

- 1) 流通期限は“〇〇年〇〇月〇〇日まで”、“〇〇.〇〇.〇〇まで”、“〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで”、“〇〇〇〇.〇〇.〇〇まで”または“流通期限：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日”と表示しなければならない。
- 2) 製造日を使用して流通期限を表示する場合は、“製造日から〇〇日まで”、“製造日から〇〇ヶ月まで”または“製造日から〇〇年まで”、“流通期限：製造日から〇〇日”と表示することができる。
- 3) 製品の製造・加工と包装過程が自動化設備により一括処理され製造時間まで自動表示することができる場合は、“〇〇月〇〇日〇〇時まで”または“〇〇.〇〇.〇〇 00:00まで”と表示することができる。
- 4) 品質保持期限は、“〇〇年〇〇月〇〇日”、“〇〇.〇〇.〇〇”、“〇〇〇〇年〇〇月〇〇日”または“〇〇〇〇.〇〇.〇〇”と表示しなければならない。
- 5) 製造日を使用して品質保持期限を表示する場合は、“製造日から〇〇日”、“製造日から〇〇ヶ月”または“製造日から〇〇年”と表示することができる。
- 6) 流通期限または品質保持期限を主要表示面または情報表示面に表示するのが困難な場合は、当該位置に流通期限または品質保持期限の表示位置を明示しなければならない。
- 7) 輸入される食品などに表示された輸出国の流通期限または品質保持期限の“年月日”の表示順序が1) または4) の“基準と異なる場合は、消費者がわかりやすいように“年月日”の表示順序を例示しなければならない。また、“年月”だけが表示されている場合は、“年月日”のうち“日”の表示は製品の表示された当該“月”の1日と表示しなければならない。
- 8) 流通期限または品質保持期限表示が義務化されていない国から、流通期限または品質保持期限が表示されていない製品を輸入する場合、その輸入者は製造国、製造会社から受けとった流通期限または品質保持期限についての証明資料をもとに、韓国語表示事項に流通期限または品質保持期限を表示しなければならない。
- 9) 流通期限または品質保持期限の表示は、使用または保存のために特別な条件が必要な場合、これ

を合わせて表示しなければならない。その場合、冷凍または冷蔵保管・流通が必要な製品は『冷凍保管』または『冷蔵保管』と表示しなければならない。

- 10) 流通期限や品質保持期限が互いに異なる様々な製品を合わせて包装した場合は、そのうち最も短い流通期限または品質保持期限を表示しなければならない。ただし、流通期限または品質保持期限が表示されている個別製品を合わせて包装した場合は、最も短い流通期限だけを表示することができる。
- 11) 自然状態の農林水産物など、流通期限の表示対象食品ではない食品に流通期限を表示した場合は、表示された流通期限が経過した製品を輸入・陳列または販売してはならず、その流通期限を変更してならない。

ホ. 内容量

- 1) 内容物の性状に応じて重量・容量または個数で表示するが、個数で表示する時は重量または容量を括弧付きで表示しなければならない。その場合、容器・包装に表示された量と実際の量との間の不足量の許容誤差（範囲）は次の通り。

適用分類	表示量	許容誤差
重量	50g以下	9%
	50g超100g以下	4.5g
	100g超200g以下	4.5%
	200g超300g以下	9g
	300g超500g以下	3%
	500g超1kg以下	15g
	1kg超10kg以下	1.5%
	10kg超15kg以下	150g
	15kg超	1%
容量	50mL以下	9%
	50mL超100mL以下	4.5mL
	100mL超200mL以下	4.5%
	200mL超300mL以下	9mL
	300mL超500mL以下	3%
	500mL超1L以下	15mL
	1L超10L以下	1.5%
	10L超15L以下	150mL
	15L超	1%

* %で表示された許容誤差は表示量に対する百分率。ただし、豆腐類は500g未満が10%、500g以上が5%とする。

- 2) 摂取前に捨てられる液体（製品の特性により自然に発生する液体を除く）、または氷と共に包装される食品についてはその液体または氷を除いた食品の重量を表示しなければならない。
- 3) 錠剤の形態で製造された製品の場合は販売される一つの容器・包装内の水と総重量を、カプセル形態で製造された製品の場合はカプセル数と被包材の重量を除いた内容量を表示しなければなら

ない。その場合、被包材の重量は内容物を含むカプセル全体の重量の50%未満でなければならない。

- 4) 栄養成分表示の対象食品について内容量を表示する場合は、その内容量に括弧付きで該当する熱量を合わせて表示しなければならない。

(例) 100g (240kcal)

へ. 原材料名

- 1) 食品に対する表示は次の通りでなければならない。

イ) 食品の製造・加工時に使用したすべての原材料名（最終製品に残らない水は除く。以下同じ）を、多く使用した順序に従って表示しなければならない。ただし、重量比で2%未満の残りの原材料は、上記の順序の次に含有量の順序によらずに表示することができる。

ロ) 原材料名は、法第7条による「食品の基準および規格」（食品医薬品安全処告示）、標準国語大辞典などを基準として代表名を選定する。

ハ) 品種名を原材料名として使用することができる（例：青りんご）

ニ) 製造・加工過程を経て本来の原材料の性状が変化したものを原材料として使用した場合は、その製造・加工工程の名称および性状を合わせて表示しなければならない（例：〇〇濃縮液、〇〇抽出液、〇〇発酵液、糖化〇〇）。

ホ) 複合原材料を使用した場合は、その複合原材料の名称または当該食品の類型（製品名でその複合原材料の種類、類型などが分からない場合に限る）を表示し、括弧付きで水を除いて多く使用した順序に従って5種類以上の原材料名または成分名を表示しなければならない。

ヘ) 原材料名を主要表示面に表示する場合、当該原材料名とその含有量を主要表示面に12ポイント以上の活字で表示しなければならない。ただし、「別紙1」1. イ. 3) イ) に該当する場合はそれに従う。

- 2) 食品添加物についての表示は次の通りでなければならない。

イ) [表4] に該当する用途で食品を製造・加工する時に、直接使用・添加する食品添加物は、その名称と用途を合わせて表示しなければならない。[例：サッカリンナトリウム（甘味料）など]

ロ) [表5] に該当する食品添加物の場合は、「食品添加物の基準および規格」で告示した名称もしくは同表で規定する簡略名で表示しなければならない。

ハ) [表6] に該当する食品添加物の場合は、「食品添加物の基準および規格」で告示した名称もしくは同表で規定する簡略名、または主用途（重複した使用目的を有する場合は主目的を主用途とする。）で表示しなければならない。ただし、[表6] で規定する主用途ではない他の用途に使用した場合は、告示した食品添加物の名称または簡略名で表示しなければならない。

ニ) 混合製剤類の食品添加物は、混合製剤類の具体的な名称を表示し、括弧付きで混合製剤類を

構成する食品添加物などを全て表示しなければならない。その場合、食品添加物の名称表示などはロ)の規定によることができる。〔例：麺類添加アルカリ剤（炭酸ナトリウム、炭酸カリウム）〕

- 3) 次に該当する場合は、1) と2) の規定にかかわらず次の通り表示することができる。
- イ) 複合原材料が当該製品の原材料に占める重量比が5%未満に該当する場合。食品類型だけを表示することができる。
 - ロ) 複合原材料に他の複合原材料が含まれている場合は、その複合原材料の当該食品類型だけを表示することができる。
 - ハ) 複合原材料を使用する場合は、複合原材料の食品の種類表示を省略し、それに含まれるすべての原材料を多く使用した順序で表示することができる。ただし、重複する名称は一度だけ表示することができる。
 - ニ) 混合製剤類食品添加物の場合は、告示された混合製剤類の名称表示を省略し、それに含まれる食品添加物または原材料を多く使用した順序で全て表示することができる。ただし、重複する名称は一度だけ表示することができる。
(例) 水、砂糖、植物性クリーム（椰子水、砂糖、乳化剤）、混合製剤（砂糖、安息香酸ナトリウム）→水、砂糖、椰子水、乳化剤、安息香酸ナトリウム
 - ホ) 食用油脂は“食用油脂名”または“動物性油脂”、“植物性油脂（オリーブ油を除く）”と表示することができる。ただし、水素添加により硬化した食用油脂については、硬化油または部分硬化油であることを表示しなければならない。（例）植物性油脂（部分硬化油）または部分硬化大豆油など
 - ヘ) でんぷんは“でんぷん名（○○○でんぷん）”または“でんぷん”と表示することができる。
 - ト) 総重量比が10%未満のシロップ漬けの果物は、“シロップ漬け果物”と表示することができる。
 - チ) 食品公典の第1. 3. 食品原材料分類1)、2) に該当する原材料のうち、個別原材料の重量比が2%未満の場合は分類名称で表示することができる。
 - リ) 製品に直接使用しておらず、食品の原材料からキャリーオーバー（carry-over）した食品添加物が当該製品に効果を発揮する量よりも少なく含まれている場合は、その食品添加物の名称を表示しなくてもよい。
 - ヌ) 食品の加工過程で添加され最終製品において不活性化される酵素や除去される食品添加物の場合は、その名称を表示しなくてもよい。
 - ル) 主要表示面の面積が30cm²以下のものは、水を除いた5種類以上の原材料名だけを表示することができる。
 - ロ) 食品添加物のうち天然香料を使用した場合は“天然香料”または具体的な名称で、合成香料を使用した場合は“合成香料とその香りの名称”で表示〔例：合成香料（○○香）〕することができる。

- 4) 食品の原材料として使用した抽出物（または濃縮液）の含有量を表示する時は、抽出物（または濃縮液）の含有量とその抽出物（または濃縮液）中に含まれる固形分の含有量（百分率）を合わせて表示しなければならない。ただし、固形分の含有量の測定が困難な場合、配合含有量で表示することができる。

（例）イチゴ抽出物（または濃縮液）〇〇%（固形分含有量〇〇%または配合含有量〇〇%）

（例）イチゴ・バナナ抽出物（または濃縮液）〇〇%（固形分含有量イチゴ〇〇%、バナナ〇〇%、または配合含有量イチゴ〇〇%、バナナ〇〇%）

ト. 成分名および含有量

製品に直接添加しておらず、製品に使用された原材料中に含まれる成分名を表示しようとする時は、その名称と実際にその製品に含まれる含有量を、重量または容量で表示しなければならない。ただし、そうした成分名を栄養成分強調表示に準じて表示しようとする時は、栄養成分強調表示関連規定を準用することができる。

チ. 栄養成分など

- 1) 表示対象食品：施行規則第6条第1項の規定による。

- 2) 表示対象栄養成分

イ) 熱量

ロ) ナトリウム

ハ) 炭水化物：糖類

ニ) 脂肪：トランス脂肪・飽和脂肪

ホ) コレステロール

ヘ) タンパク質

ト) その他、栄養表示や栄養強調表示しようとする [表3] 1日の栄養成分基準値の栄養成分

- 3) 栄養成分表示単位基準

イ) 栄養成分含有量は、総内容量（1包装）あたりに含まれる値で表示しなければならない。ただし、総内容量が100g（ml）を超え1回の摂取基準量の3倍を超える食品は、総内容量当たりの代わりに100g（ml）あたりの含有量で表示することができる。栄養成分含有量単位は [表3] の1日の栄養成分基準値の栄養成分単位と同じように表示しなければならない。1回の摂取基準量と総提供量（1包装）を合わせて表示する時は、その単位を同じく表示しなければならない。

ロ) 栄養成分含有量は、食品の可食部位を基準として算出する。その場合、可食部位は動物の骨、植物の種および製品の特性上から品質保持のために添加される液体（摂取前に捨てることになる液体）など、通常は摂取しない非可食部位は除き実際に摂取する量を基準とする。

ハ) イ) にもかかわらず、個または片などに分けることができる単位（以下“単位”とする）の製品

で、その単位の内容量が100g（ml）以上もしくは1回の摂取基準量以上の場合、単位内容量当たりの栄養成分含有量で表示しなければならない（ただし、希釈・溶解・浸出などを通じて飲用する製品の場合は、製品の摂取方法によって消費者が最終的に摂取する容量（ml）を作るのに必要な容量（ml）または重量（g）を単位内容量とすることができる）。その場合、総内容量（1包装）および単位製品の重量（g）または容量（ml）を表示し、単位製品の個数を表示しなければならない。〔例：ホットドッグの場合、総内容量1,000g（100g×10個）〕

ニ）イ）ないしハ）の規定にかかわらず、単位内容量が100g（ml）未満で1回の摂取基準量未満の場合、単位内容量当たりの栄養成分含有量を表示することができる。その場合、総内容量（1包装）当たりの栄養成分含有量を併記しなければならない。イ）の規定により、総内容量が100g（ml）を超え1回の摂取基準量の3倍を超える食品は、100g（ml）当たりで併記することができる。

ホ）イ）ないしニ）の規定にかかわらず、栄養成分含有量を1回の摂取基準量当たりの栄養成分含有量で表示することができる（ただし、希釈・溶解・浸出などを通じて飲用する製品の場合は、食品類型別の1回の摂取基準量を作るのに必要な容量（ml）または重量（g）を1回の摂取基準量とすることができる）。その場合も、総内容量（1包装）当たりの栄養成分含有量を併記しなければならない。イ）の規定により総内容量が100g（ml）を超え1回の摂取基準量の3倍を超える食品は、100g（ml）当たりの栄養成分含有量の表示と併記することができる。

ヘ）互いに類型などが異なる2個以上の製品であっても、1個の製品として品目製造報告を行った製品であれば、その全体の量で表示する。

（例：ラーメンは麺とスープを合わせて表示する）

4) 表示方法

イ) 共通事項

(1) 栄養成分表示の対象食品は、熱量、ナトリウム、炭水化物、糖類、脂肪、トランス脂肪、飽和脂肪、コレステロールおよびタンパク質について、その名称、含有量および〔表3〕の1日の栄養成分基準値に対する比率（%）を表示しなければならない。ただし、熱量、トランス脂肪については1日の栄養成分基準値に対する比率（%）の表示を除く。

(2) 栄養成分含有量がない場合（栄養成分別の細部表示方法により“0”と表示する場合は除く）は、その栄養成分の名称と含有量を表示しないか、もしくは栄養成分含有量を“なし”または“—”と表示しなければならない。

(3) 栄養成分含有量を二つ以上の表示単位で併記する場合、総内容量当たりの栄養成分含有量が“0”と表示されなければ、他の表示単位の栄養成分含有量も“0”と表示することはできない。その場合、実際の含有量をそのまま表示するか、もしくは“〇〇g未満”と表示する。ただし、“〇〇g未満”は、栄養成分別の細部表示方法により“0”と表示できる規定に限って表示することができる。（例）総内容量当たりの糖類含有量が“1g”であり、1回の摂取基準量当たりの含有量

が“0.3g”の場合、1回の摂取基準量当たりの糖類含有量は“0.3g”または“0.5g未満”と表示)

- (4) [表3] の1日の栄養成分基準値に対する比率 (%) は、各栄養成分の表示含有量を使用し、1日の栄養成分基準値に対する比率 (%) を算出してから、それを四捨五入して整数で表示しなければならない。ただし、含有量が“〇〇g未満”と表示されている場合は、その実際の含有量をそのまま使用して1日の栄養成分基準値に対する比率 (%) を算出しなければならない。
- (5) 栄養成分表示は、消費者が分かりやすいように背景色と区別される色で、次の基準により [図3] の表示書式図案を使用して表示しなければならない。
- (イ) 重量 (g) または容量 (ml) を表示するにあたって、10g (ml) 未満はその値に近い0.1g (ml) 単位で、10g (ml) 以上はその値に近い1g (ml) 単位で表示しなければならない。
- (6) 栄養成分を主要表示面に表示しようとする場合は、次の基準により [図4] の表示書式図案を使用して表示しなければならない。
- (イ) 栄養成分表示は [図4] の表示書式図案の形態を維持する範囲で変形することができる。その場合、特定の栄養成分を強調してはならない。
- (ロ) [図4] により表示された熱量が内容量に該当する熱量になる場合は、I. 3. ラによる内容量に該当する熱量の表示は省略することができる。
- (ハ) 主面表示に [図4] を表示した場合は、その他の表示面の栄養成分表示を省略することができる。
- (ニ) その他の表示方法は(1)から(5)を準用する。

ロ) 栄養成分別の細部表示方法

(1) 熱量

(イ) 熱量の単位はキロカロリー (kcal) で表示するが、その値をそのまま表示するか、もしくはその値に最も近い5kcal単位で表示しなければならない。その場合、5kcal未満は“0”で表示することができる。

(ロ) 熱量の算出基準は次の通り。

- ① 栄養成分の表示含有量を使用 (“〇〇g未満”と表示されている場合は、その実際の値をそのまま使用) して熱量を計算するにあたって、炭水化物は1g当たり4kcalを、タンパク質は1g当たり4kcalを、脂肪は1g当たり9kcalをそれぞれ掛けた値の合計で算出し、アルコールおよび有機酸の場合、アルコールは1g当たり7kcalを、有機酸は1g当たり3kcalをそれぞれ掛けた値の合計とする。
- ② 炭水化物のうち、糖アルコールおよび食物繊維などの含有量を別途に表示する場合の炭水化物についての熱量算出は、糖アルコールは1g当たり2.4kcal (エリストールは0kcal)、食物繊維は1g当たり2kcal、タガトースは1g当たり1.5kcal、アルロースは1g当たり0kcal、その他の炭水化物は1g当たり4kcalをそれぞれ掛けた値の合計とする。

(2) ナトリウム

- (イ) ナトリウムの単位はミリグラム (mg) で表示するが、その値をそのまま表示するか、もしくは120mg以下の場合はその値に最も近い5mg単位で、120mgを超える場合にはその値に最も近い10mg単位で表示しなければならない。その場合、5mg未満は“0”と表示することができる。
- (3) 炭水化物および糖類
- (イ) 炭水化物には糖類を区分して表示しなければならない。
- (ロ) 炭水化物の単位はグラム (g) で表示するが、その値をそのまま表示するか、もしくはその値に最も近い1g単位で表示しなければならない。その場合、1g未満は“1g未満”と、0.5g未満は“0”と表示することができる。
- (ハ) 炭水化物の含有量は、食品の重量からタンパク質、脂肪、水分および灰分の含有量を除いた値をいう。
- (4) 脂肪、トランス脂肪、飽和脂肪
- (イ) 脂肪にはトランス脂肪および飽和脂肪を区別して表示しなければならない。
- (ロ) 脂肪の単位はグラム (g) で表示するが、その値をそのまま表示するか、もしくは5g以下はその値に最も近い0.1g単位で、5gを超える場合はその値に最も近い1g単位で表示しなければならない。その場合（トランス脂肪は除外）、0.5g未満は“0”と表示することができる。
- (ハ) トランス脂肪は、0.5g未満は“0.5g未満”と表示することができ、0.2g未満は“0”と表示することができる。ただし、食用油脂類製品は100g当たり2g未満の場合に“0”と表示することができる。
- (5) コレステロール
- (イ) コレステロールの単位はミリグラム (mg) で表示するが、その値をそのまま表示するか、もしくはその値に最も近い5mg単位で表示しなければならない。その場合、5mg未満は“5mg未満”と、2mg未満は“0”と表示することができる。
- (6) タンパク質
- (イ) タンパク質の単位はグラム (g) で表示するが、その値をそのまま表示するか、もしくはその値に最も近い1g単位で表示しなければならない。その場合、1g未満は“1g未満”と、0.5g未満は“0”と表示することができる。
- (7) その他の栄養成分についての表示
- (イ) [表3] の1日の栄養成分基準値のビタミンと無機質（ナトリウムは除く）を表示または強調表示する場合は、当該栄養成分の名称、含有量および [表3] の1日の栄養成分基準値に対する比率 (%) を表示しなければならない。
- (ロ) ビタミンと無機質の名称および単位は [表3] の1日の栄養成分基準値により表示し、1日の栄養成分基準値の2%未満は“0”と表示することができる。

- (ハ) 1日の栄養成分基準値が設定されていない脂肪酸類およびアミノ酸類などを表示または栄養強調表示をする時は、その栄養成分の名称および含有量を表示しなければならない。
- (ニ) 乳幼児、妊婦・授乳婦、病人など特定の集団を対象とする特殊用途食品について(1)ないし(6)または(イ)ないし(ハ)の規定による栄養成分表示を行う時は、[表3]の1日の栄養成分基準値に対する比率(%)で表示するか、もしくは[表2]の韓国人の栄養摂取基準のうち当該集団の推奨摂取量または充分摂取量を基準値とし、基準値に対する比率(%)で表示することができる。ただし、当該集団の推奨摂取量または充分摂取量を基準値として使用する場合は、栄養成分表の下段に別表として“1日の栄養成分基準値に対する比率(%)”が特定の当該集団の摂取基準に対する比率(%)であることを明示しなければならない。

(例) [図3] 表示書式図案のイ目の図案の場合

* 1日の栄養成分基準値に対する比率(%)：韓国人の成人男性(19~64才)の栄養摂取基準に対する比率

5) 栄養強調表示基準

イ) “低”、“無”、“高(または、豊富)”または“含有(または供給源)”の用語使用

(1) 一般基準

(イ) “無”または“低”の強調表示は、(2)の規定による栄養成分含有量の強調表示細部基準に準じ、製造・加工過程を通じて当該栄養成分の含有量を減量または除去した場合にのみ使用することができる。

(2) 栄養成分含有量の強調表示細部基準

栄養成分	強調表示	表示条件
熱量	低	食品100g当たり40kcal未満、または食品100ml当たり20kcal未満の時
	無	食品100ml当たり4kcal未満の時
ナトリウム/ 塩	低	食品100g当たり120mg未満の時 * 塩は食品100g当たり305mg未満の時
	無	食品100g当たり5mg未満の時 * 塩は食品100g当たり13mg未満の時
糖類	低	食品100g当たり5g未満、または食品100ml当たり2.5g未満の時
	無	食品100g当たり、または食品100ml当たり0.5g未満の時
脂肪	低	食品100g当たり3g未満、または食品100ml当たり1.5g未満の時
	無	食品100g当たり、または食品100ml当たり0.5g未満の時
トランス脂肪	低	食品100g当たり0.5g未満の時

飽和脂肪	低	食品100g当たり1.5g未満、または食品100ml当たり0.75g未満で、熱量の10%未満の時
	無	食品100g当たり0.1g未満、または食品100ml当たり0.1g未満の時
コレステロール	低	食品100g当たり20mg未満、または食品100ml当たり10mg未満で、飽和脂肪が食品100g当たり1.5g未満、または食品100ml当たり0.75g未満で、飽和脂肪が熱量の10%未満の時
	無	食品100g当たり5mg未満、または食品100ml当たり5mg未満で、飽和脂肪が食品100g当たり1.5g、または食品100ml当たり0.75g未満で、飽和脂肪が熱量の10%未満の時
食物繊維	含有または供給源	食品100g当たり3g以上、食品100kcal当たり1.5g以上の時、または1回の摂取基準量当たりの1日の栄養成分基準値の10%以上の時
	高または豊富	含有または供給源基準の2倍
タンパク質	含有または供給源	食品100g当たり1日の栄養成分基準値の10%以上、食品100ml当たり1日の栄養成分基準値の5%以上、食品100kcal当たり1日の栄養成分基準値の5%以上の時、または1回摂取基準量当たり1日の栄養成分基準値の10%以上の時
	高または豊富	含有または供給源基準の2倍
ビタミン または 無機質	含有または供給源	食品100g当たり1日の栄養成分基準値の15%以上、食品100ml当たり1日の栄養成分基準値の7.5%以上、食品100kcal当たり1日の栄養成分基準値の5%以上の時、または1回摂取基準量当たり1日の栄養成分基準値の15%以上の時
	高または豊富	含有または供給源基準の2倍

ロ) “より少なく”、“より多く”、“減少またはライト”、“低くした”、“減らした”、“強化”、“添加”の用語使用

- (1) 栄養成分含有量の違いを、他の製品の標準値と比較して、百分率または絶対値で表示することができる。その場合、他の製品の標準値は同じ食品類型のうち市場占有率が高い3個以上の類似食品を対象に算出しなければならない。
- (2) 栄養成分含有量の違いが、他の製品の標準値と比較して、熱量、ナトリウム、炭水化物、糖類、食物繊維、脂肪、トランス脂肪、飽和脂肪、コレステロール、タンパク質の場合は少なくとも25%以上の差がなければならず、ナトリウムを除く [表3] の1日の栄養成分基準値で定めるビタミンおよび無機質の場合は、1日の栄養成分基準値の10%以上の差がなければならない。
- (3) (2)に該当する製品のうち、“より少なく、ライト、減少”を使用しようとする場合は、当該栄養成分の含有量の違いの絶対値がイ)の規定による“低”の基準値より大きくなければならず、“さらに、強化、添加”を使用しようとする場合は、当該栄養成分の含有量の違いの絶対値がイ)の規定による“含有”の基準値より大きくなければならない。

6) 栄養成分表示量と実際の測定値の許容誤差範囲

- イ) 熱量、ナトリウム、糖類、脂肪、トランス脂肪、飽和脂肪およびコレステロールの実際の測定値は、表示量の120%未満でなければならない。
- ロ) 炭水化物、食物繊維、タンパク質、ビタミン、無機質の実際の測定値は、表示量の80%以上でなければならない。
- ハ) イ) およびロ) の規定にもかかわらず、法第7条の規定による食品の基準および規格の成分規格が“表示量以上”とされている場合は、実際の測定値は表示量以上でなければならない、成分規格が“表示量以下”になっている場合は表示量以下でなければならない。
- ニ) 実際の測定値がイ) ないしハ) で規定する範囲を逸脱しているとしても、その量が4) ロ) の栄養成分別の細部表示方法の単位値処理規定で認める範囲内の場合には許容誤差を逸脱しているとみなさない。

2. 食品添加物（輸入食品添加物を含む）

イ. 製品名

食品の細部表示基準イ.を準用する。

ロ. 製造者名および所在地

食品の細部表示基準ロ.を準用する。

ハ. 製造年月日

食品の細部表示基準ハ.を準用する。ただし、製造年月日以外に流通期限を表示しようとする場合、流通期限の表示は食品の細部表示基準ニ.を準用する。

ニ. 内容量

食品の細部表示基準ホ.を準用する。

ホ. 原材料名および成分名

食品の細部表示基準ヘ.およびト.を準用する。

3. 器具または容器・包装（輸入器具または容器・包装を含む）

イ. 陶器類

製造者名（輸入陶器類の場合は食品などの輸入販売業者名）および所在地を、食品の細部表示基準ロ.を準用して表示しなければならない。

ロ. 陶器類以外の器具または容器・包装

1) 製造者名および所在地を、食品の細部表示基準ロ.を準用して表示しなければならない。ただし、

輸入器具の場合は製造者名の代わりに製造委託業者名（原産地）を表示することができる。

（例）輸入器具の場合、“製造者名：〇〇”または“製造委託業者：〇〇（原産地）”